

須賀川支援学校復旧に関する基本計画

1 はじめに

須賀川支援学校は、昭和33年に国立福島療養所小児科病棟内に開設された須賀川市立第一小学校、同第三中学校の養護学級を母体に、昭和48年、県立須賀川養護学校として開校し、喘息、腎疾患、心臓疾患等により長期入院して治療を受けている子どもたちに治療と同時に教育が受けられるよう病弱教育を開始した。その後、郡山市に郡山分校、会津若松市に竹田分校、福島市に医大分校がそれぞれ病院内に設置され、病弱教育を開始した。平成29年には本分校の校名を須賀川支援学校（以下「本校」という）、医大校、郡山校に変更している。

本校の児童生徒の約7割は自宅から通学しているが、そのほとんどが郡山市や須賀川市など県中地区からの通学である。また、約3割の児童生徒が、国立病院機構福島病院内の重症心身障害児病棟「わかくさ病棟（わかくさ学級）」で学んでおり、診療棟の増床により児童生徒数も増加している。

学習においては、小・中学校や高等学校の学習指導要領に示すものに準じた教育を主としているが、重複障がいのある児童生徒においては、知的障がい特別支援学校学習指導要領に示す各教科も取り扱っている。また、児童生徒の中には、疾患の状態の継続により、医療機関での入院治療が必要な児童生徒も在籍しており、学習機会の確保のため ICT 機器等を活用した遠隔教育の必要性も高まっている。

本校は、令和3年2月13日の福島県沖地震により校舎内の壁や柱への亀裂等の被害を受け、復旧工事を含めた大規模改修工事の準備を進めていたところ、令和4年3月16日の福島県沖地震により大規模改修工事対象施設を含む学校施設全体が重ねて被災した。

令和4年12月、被害状況の調査が完了し、校舎棟のうち主要な棟について改築が必要と判明したため、児童生徒が安全に学習活動に取り組むことができる学習環境の確保に向け、公立学校施設災害復旧費国庫負担法並びに国が示す「特別支援学校施設整備指針（令和4年6月改訂）」を踏まえ、本校の復旧を実施する。

2 本校の概要

(1) 主な沿革

- 昭和33年 国立福島療養所小児病棟内に須賀川市立第一小学校、同第三中学校の養護学級が開設され、県内唯一の病弱教育が開始される。
- 48年 同上養護学級を母体に県立須賀川養護学校を開校する。
- 50年 国立療養所福島病院内の重症心身障害児施設「わかくさ病棟」の学齢児に対し、教育を開始する。
- 51年 国立郡山病院内養護学級が県移管となり、当校郡山分室となる。（昭和53年分校に移行）
- 53年 財団法人竹田総合病院内ベッドスクールが県移管となり、当校竹田分校となる。
- 56年 県立福島医大附属病院内に分室設置（昭和62年分校に昇格）、院内訪問

教育を開始する。

57年 本校高等部を開設する。

平成2年 竹田分校を県立会津養護学校に移管。

29年 校名変更

令和3年2月 福島県沖地震による被災

4年3月 福島県沖地震による被災

※令和4年4月より、小・中学部は、速やかに利用を制限するほどの被害ではなかった棟へ移動、高等部については、福島病院旧看護学校に移動して学習再開。

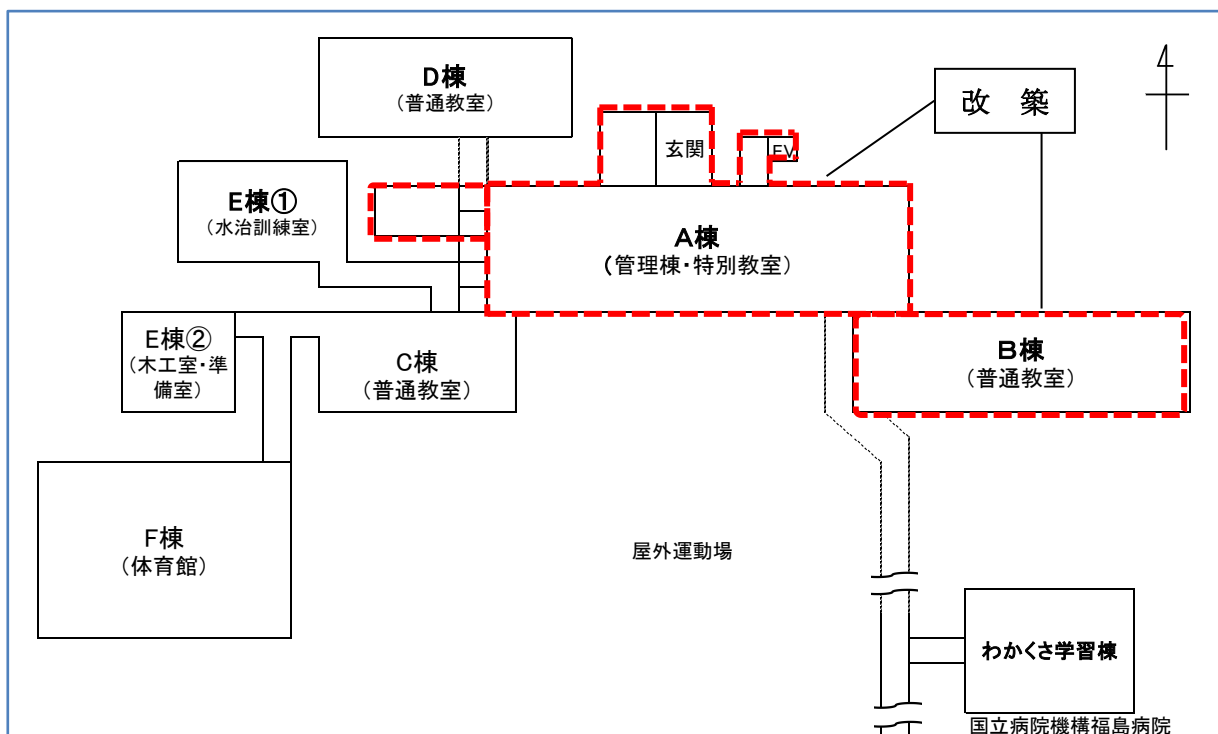
(2) 地震による被災状況

令和4年3月16日の福島県沖地震により被災した校舎については、令和4年4月から構造設計業者による被災度区分判定調査を実施した。

被災状況については、下記校舎配置図のA棟（管理棟・特別教室）が「大破」の判定を受け、B棟（普通教室）については、「中破」判定ではあるものの、建物の耐力度を示す値が基準を下回ったことから詳細な調査を行い、改築による復旧が必要となった。

C棟～E棟については、一部損傷が見られるものの、補修による対応とした。

【校舎配置図】



(3) 周辺環境

本校は、JR須賀川駅から約2km南東の住宅地に位置している。敷地の南側には、国立病院機構福島病院があり、院内のわかさ学習棟とは、渡り廊下で接続している。

(4) 位置図



(5) 敷地状況

○所在地	須賀川市芦田塚13番地の5
○面積	敷地面積 17,972㎡
	校舎面積 3,319㎡
	体育館 604㎡
	屋外運動場 2,805㎡

3 基本計画策定の目的

本計画は、地震により被災した学校施設の復旧、児童生徒の学習環境の整備を目的とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法並びに国が示す「特別支援学校施設整備指針（令和4年6月改定）」を踏まえ、施設設備に対する考え方や方向性を明確にするものである。

今後、基本設計・実施設計の段階で建物の構造や詳細なレイアウト、建物内外のデザイン等をまとめ、学校施設の具体的な完成時の姿を明確にする。

4 復旧にあたり継続すべき学校の役割

- (1) 県内の病弱教育の基幹となる学校として、病弱・身体虚弱の児童生徒や発達障がい・情緒障がいの診断を受け、行動障がい等を引き起こす精神疾患のある児童生徒の教育的ニーズに応じた連続性のある学びを提供・保障する役割を果たす。
- (2) 県中・県南地区の地域支援センターとしての機能を発揮し、医療機関に入院している児童生徒の支援を含め、地域のニーズに応じた相談支援や研修支援等を行う。
- (3) 特別支援学校としての基本的な役割に加え、地域住民の豊かな生活、生涯学習、福祉を支える役割を担う。

5 復旧に関する考え方

- (1) 本校は、県中・県南地区に居住する病弱・身体虚弱のある児童生徒及び国立病院機構福島病院（わかくさ病棟）へ入所している児童生徒、また県中・県南地区の医療機関に入院療養している児童生徒を対象とする特別支援学校として整備されている。
- (2) 地震により軽微な損傷を受けた棟については、補修工事を行い使用することとし、改築が必要になった棟については解体し、既存校舎との連絡に支障が生じないように改築する。
- (3) 基本計画策定に当たっては、「特別支援学校施設整備指針」（令和4年6月改訂：文部科学省）に基づき障がいのある児童生徒の教育と、県中・県南地区の特別支援教育の拠点として、子育て支援を含め、就学前から卒業後における相談支援や研修支援を行うなど、センター的機能を発揮する施設設備とし、特別支援教育の推進を担う学校とする。
- (4) 地域の人々との交流を深め、児童生徒の自立と社会参加を図り、地域住民と共に健康的で安全に生活を送ることができる拠点としての機能や役割を担うことができる学校を目指す。

6 既存校舎を含む施設整備に関する考え方

(1) 児童生徒の教育の充実

- ① 児童生徒一人一人の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等による学習上又は生活上の困難さに対応した教育ができる施設
障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の発達の段階や障がいの状態及び学習上又は生活上の困難さに応じた、多様な指導形態の学習やグループによる体験的な学習が展開できるよう、学習形態に合わせて広さを変更できる空間を備えた施設とする。
- ② 安全で快適な施設
児童生徒の学校生活における安全性と快適性を最優先に考え、日照、採光、通風、換気、室温及び音の影響に配慮した施設とする。
車いす使用の児童生徒や重複障がいのある児童生徒の校内活動に支障がないよう、スロープや手すり等を設置する他、多目的トイレ等を整備するなど、児童生徒の移動や活動がスムーズにできる施設とする。
- ③ 各教科学習を充実させる施設
障がいの特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加をするために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための教科学習に必要な施設を整備する。
- ④ 情報活用能力の育成を図るために必要な環境を備えた施設
児童生徒の学習指導の効果を高めるため、コンピュータなどの情報機器を積極的に活用できる環境を整備するとともに、医療機関に入院している児童生徒等の遠隔授業や交流及び共同学習においても活用を図ることができる施設とする。

(2) 地域との連携

① 障がいのある子どもの相談・支援等に利用できる施設

県中・県南地区における特別支援教育を推進し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し早期からの発達支援、保護者の養育に関する教育相談、小・中学校等の教員研修への支援など特別支援学校のセンター的機能を発揮するため、地域支援センターや教育相談室を整備し、随時受け付ける教育相談や、地域の特別支援教育に携わる教職員への研修等に利用する。

② 災害に対応した福祉避難所としての機能を持つ施設

特別支援学校教員の専門性を活かし、視覚・聴覚障がい者・肢体不自由者等への情報保障や、各種障がい領域への対応を可能にし、必要に応じて柔軟に対応することができる施設として自治体との連携を密にする。

(3) 永く生きる学校施設

① エネルギーの効率的な利用

施設の外壁や窓等の開口部の断熱性能を高めるとともに、太陽光や外気の内部への導入や遮断による効果を有効に活用する。

また、空調機器等は、内部環境を良好に保持でき、かつ、エネルギーを効率的に使用できる性能を有する機種を選定する。

② ライフサイクルコストの低減

エネルギー消費コストの低減を図りながら、環境に配慮するとともに、外壁材や内装材等の使用材料におけるインシヤルコスト及び維持管理コストに配慮した材料や維持管理の容易な設備機器を選定するなど、ライフサイクルコストの低減を図る。

7 復旧する学校規模

復旧する学校規模については、令和3年度の学校規模とする。

(1) 児童生徒数・学級数（79名・30学級）

小学部 児童数 17名 9学級（通常学級1学級、重複障がい学級7学級、訪問学級1学級）

中学部 生徒数 14名 5学級（通常学級3学級、重複障がい学級2学級）

高等部 生徒数 48名 16学級（通常学級4学級、重複障がい学級12学級）

(2) 学校規模に対する教職員数及び事務職員数

※特別支援学校教員定数（改正令附則第8項関係 算定方式による）

教職員 小中学部 28名（校長・教頭・教諭等・養護教諭）

高等部 34名（教頭・教諭等・養護教諭・実習助手等）

計62名

事務職員 5名

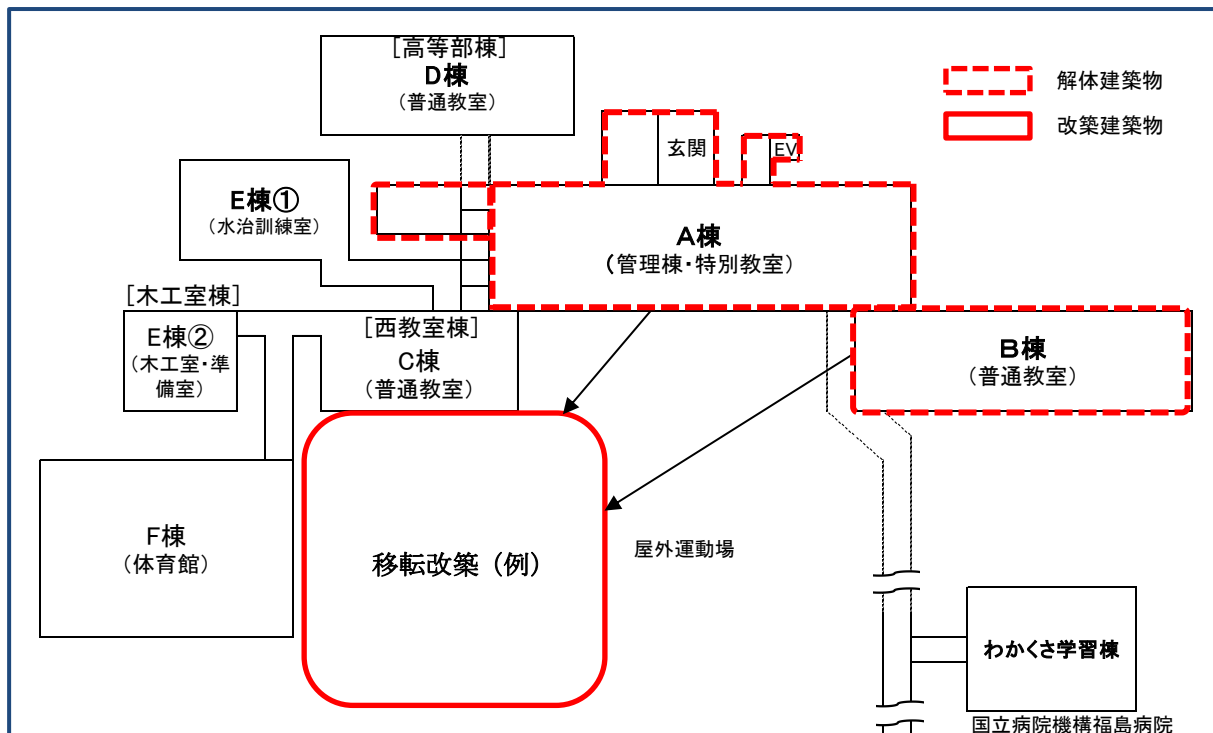
8 施設整備の概要

(1) 改築校舎予定地

改築する場所については、学校運営上支障のない場所とし、既存校舎と連絡できるように配置する。

※基本・実施設計において既存場所での建設も含め、総合的に検討した上で決定する。

<建設予定地（例）>



(2) 改築校舎の玄関位置とアプローチについて

改築校舎の玄関位置については既存建物と同様に校門前駐車場と同じ高低差の場所に玄関を設け、そこからのEV等の利用による出入りを基本とするが、敷地形状が複雑で動線も複数考えられるため、基本・実施設計において既存建物とのつながりを含め総合的に検討した上で決定する。

(3) 改築校舎の構造について

心身障がい児が通学する特別支援学校であるため騒音・振動に配慮する必要がある部分はRC造とし、県産材利用推進の観点も踏まえて、それ以外の部分を純木造とする分棟化や混構造による木造化を基本とし、EVはS造を想定している。

なお、詳細は基本・実施設計において決定する。

(4) 屋外運動場の計画最小規模について

128mトラック2レーン設置を基本とするが、改築校舎の配置を踏まえて基本・実施設計において検討した上で決定する。

(5) 改修工事の対象棟と内容について

C棟、D棟、E棟②においては大規模改修工事を実施し、F棟においてはクラック補修工事を実施する。

(6) 計画の規模等

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ① 敷地面積 | 17,556 m ² 程度 |
| ② 校舎面積 | 3,319 m ² 程度 (既存建物含む) |
| ③ 屋内運動場 | 604 m ² 程度 |
| ④ 屋外運動場 | (上記(4)が整備できる程度) |

⑤駐車場（保護者・来客・公用）

60台程度（内15台福島病院より借用）

(7) 各諸室等の構成

改築する棟	復旧する諸室
A棟1階	家庭科室、図書室、保健室、事務室、校長室、応接室、普通教室（3）、更衣室、トイレ、マルチメディアルーム
A棟2階	理科室、理科準備室、更衣室、美術室、教材室、会議室、職員室、トイレ
B棟	普通教室（7）、トイレ
改築不要の棟	継続使用の諸室
C棟	音楽室、普通教室（2）、トイレ
D棟1階	普通教室（3）、進路室、地域支援センター、トイレ
D棟2階	普通教室（3）、トイレ
E棟①	水治訓練室
E棟②	木工室、準備室
F棟	体育館
わかくさ学習棟	学習室（3）、教材室、職員室、更衣室（2）、トイレ

(8) 復旧する諸室の想定規模

棟	諸室名	諸室数	諸室面積	備考
A棟1階	普通教室	3	94.5 m ²	7m×4.5m構造
	家庭科室	1	63.0 m ²	
	図書室	1	63.0 m ²	
	保健室	1	31.5 m ²	
	事務室	1	31.5 m ²	
	校長室	1	31.5 m ²	
	更衣室	1	20.3 m ²	女（1）
	トイレ	1	21.0 m ²	
	応接室	1	31.5 m ²	
	保護者控室	1	12.3 m ²	
	マルチメディアルーム	1	46.1 m ²	
	共用部分（E V含む）		395.9 m ²	廊下、階段等
A棟2階	理科室	1	63.0 m ²	準備室含
	教材室	1	15.8 m ²	
	美術室	1	63.0 m ²	準備室含
	更衣室	1	15.8 m ²	男（1）
	会議室	1	63.0 m ²	
	職員室	1	126.0 m ²	
	トイレ	1	46.1 m ²	男（1）・女（1）
	共用部分（E V含む）		351.9 m ²	廊下、階段等
B棟	普通教室	7	343.0 m ²	7m×7m構造
	トイレ	1	31.5 m ²	男（1）・女（1）
	共用部分（E V含む）		138.8 m ²	廊下、階段等
A棟・B棟総面積			2,100.0 m ²	

9 概算事業費

- ・改築工事 : 2,133,886 (千円)
- ・改修工事 : 485,738 (千円)
- ・解体工事 : 229,677 (千円)
- ・造成工事 : 254,760 (千円)

10 ZEB化

既存校舎との関係上、ZEBに関する認証取得はしないが、今回、改築（増築）する部分については、ZEBReady以上の省エネ水準の確保を目標とする。

11 整備スケジュール（想定）

- (1) 令和4年度 基本計画策定
- (2) 令和5年度 地盤調査、基本・実施設計、仮設校舎建設
- (3) 令和6年度 基本・実施設計
- (4) 令和7・8年度 建設工事、改修工事、解体工事
- (5) 令和9年度 建設工事完了・校舎供用開始、外構工事完了